

質 問 趣 意 書 提 出 書

知事及び選挙管理委員会書記長に文書による質問をしたいので、神奈川県議会会議規則第83条第2項の規定により、別紙のとおり質問趣意書を提出します。

2 0 2 5 年 2 月 2 1 日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県議会議員 青木 マキ

【1】有機フッ素化合物（PFOS・PFOA）の検査について

有機フッ素化合物（PFOS・PFOA）は、環境中で分解されにくく、高い蓄積性があることから、国内外において製造、使用等が規制されています。環境省では、公共用水域及び地下水における暫定目標値をPFOS・PFOAの合算で1リットルあたり50ナノグラムと定めており、さらに2026年4月を目処に水道水質基準項目にPFOS・PFOAを加える方針を決めました。これにより、定期的な水質検査の実施が義務付けられ、基準値を超えた場合には、原因究明及び低減化対策の実施が求められます。

他都市においては、岡山県吉備中央町で、浄水から高濃度の検出があり、住民の血中濃度検査を行った例があります。PFOS・PFOAの血中濃度の基準は、まだありませんが、米国の指針20ng/mL（ナノグラム）を被験者の8割が超え、500ng/mLを超えた人もいたと報道されています。

神奈川県においては、2020年より原水及び浄水の検査を行い、検出がないことを確認しています。一方、井戸水・地下水・河川水からは高濃度の検出が認められており、井戸水の利用を停止するといった対応がとられていることと承知しています。また、地下水を原水としている周辺の県内自治体では、取水の停止等の対応を余儀なくされています。

原因については、泡消火薬剤を起因とする可能性が高いとされているものの、究明には至っていないのが現状です。そもそも、水だけが汚染されるということは考えにくく、汚染の原因は周辺環境・土壌からの移行があったことを示すものですが、土壌等の検査はこれまで行われていません。

農林水産省では、環境中に排出されたPFASの一部が、排水処理の過程で発生する汚泥に移行するとの報告があったことから、汚泥肥料中のPFOS・PFOAの分析法を開発、公表しています。この際の分析結果では、汚泥肥料中のPFOS・PFOAのいずれも9割以上が50 μ g/kg未満でしたが、最も高い濃度を示した汚泥肥料は、250 μ g/kgという高い数値でした。内閣府食品安全委員会によるPFASの食品健康影響評価では、PFOS・PFOAのそれぞれについて、耐容一日摂取量（TDI）が20ng/kg体重/日と設定されました。仮に250 μ g/kgの汚泥肥料を長期間使用して農産物を生産、摂取してもこのTDIを超えることはないと推測されていますが、肥料や土壌からの移行や蓄積については研究の途上であり、不明な点も多いとされています。

また、下水汚泥の肥料活用を行っている自治体の中には、流入水・放流水及び下水汚泥の検査を自主的に行っている事例もあります。検査結果においては、PFOS・PFOAが検出されていますが、常時公表することで大きな混乱にはならず、汚泥の処理を適切に行う

際の一つの材料として重要だと考えます。神奈川県においても、下水汚泥の肥料化の検討が始まっていると承知しています。検討をする上でも、濃縮する可能性が高い下水汚泥については、安心して活用できるよう PFOS・PFOA の検査を行うべきです。十分な検査体制は、県民の安心につながり、また検査結果の蓄積が、研究途上の調査に寄与するものと考えます。

そこで以下質問します。

1. 汚泥については、園芸用土としての活用も行っていることから、PFOS・PFOA についての検査を実施するべきと考えます。
2. 井戸や地下水の汚染源特定の一助となる土壌の測定を、まずは県有地から行うことを検討すべきと考えます。
3. 放流水及び下水汚泥の測定を行うべきと考えます。

以上3点について、知事の見解を伺います。

【2】里親制度の更なる推進に向けた里親の負担軽減について

本県では、神奈川県社会的養育推進計画に基づき、現状で令和11年度までに里親登録数を360組とする目標を掲げ、里親供給量の増加に向けた取り組みを進めていますが、里親のなり手確保が課題の一つと認識しています。

その理由としては、里親制度自体の認知度の低さの課題に加え、複雑な問題を抱えた子どもたちに日々向き合う里親への支援が、いまだ十分でないことも要因と推測されます。

県内の里親からは、高い意識をもち里親として登録をしたものの、実際の養育の困難や行政との手続きにかかわる負担により疲弊し、子どもの養育をやめてしまう里親も少なくないとの声を聞きます。

今後、本県の目指す里親供給量の増加を実現し、子どもの委託を向上させていくために、里親家庭へのさらなる負担軽減策が必要と考えます。

里親の疲弊対策としては、里親が一時的に養育を離れ休息をとることのできる、いわゆる「レスパイト」の確保が重要です。本県の推進計画でも、レスパイトは委託後の里親を支える必要な事業として位置づけられており、里親家庭が一時的な休息のための援助を必要とする場合は、他の里親あるいは児童養護施設等の施設を活用して、当該児童の養育を

行うことができるとする「レスパイト・ケア」制度があります。しかしながら、同制度の利用実績は、令和5年度では措置された子どもの数145人に対して、利用は23名で計140日にとどまるなど、制度がまだまだ十分活用されているとは言えません。

その背景には、申請手続きの煩雑さや現場のニーズとのズレといった「使いにくさ」を指摘する里親の声があるほか、レスパイトを取ること自体が里親としての十分な能力を備えていないと判断されてしまうことへの不安から、利用をためらうケースもあるとも聞きます。また、里親同士で子どもを預けるにあたっては、他の里親との日常的な信頼関係が必要ですが、近年の里親同士の関係の希薄化もあり、経験の浅い里親の中には、いざという時に頼れる里親同士のつながりが、十分できていないケースもあるとのこと。

こうした課題等を踏まえて、今後は里親が安心してレスパイトをとり、子どもの養育に向きあえる、レスパイト・ケア制度のさらなる充実・運用改善が必要と考えます。

その方向性の一つとして、里親同士のつながりを活用した、ささえあいの仕組みづくりが考えられます。

例えば横浜市では、地域ぐるみの子育て支援策の一環として、行政の設置するコーディネーターが仲立ちとなり、地域の中で「子どもを預かってほしい人」と「子どもを預かることのできる人」を結びつける、登録制のささえあいの仕組み「横浜子育てサポートシステム」が運用されています。このような取り組みは、様々な課題はあるものの、レスパイト等のサポートの提供を通じ、子育てをする親同士あるいは親と地域とのつながり形成にも寄与している側面もあると考えます。

このような、ささえあいの仕組みを里親支援の中にも構築することにより、レスパイト・ケア制度の利用促進を図るとともに、里親同士のつながり形成を積極的に支援し、現在子どもの委託をされていない里親や、長期間の養育から離れている里親なども含め、里親のネットワーク全体で、養育の負担の軽減や里親養育の活性化を目指す取り組みも検討していくべきではないでしょうか。

そこで以下質問します。

こうした仕組みづくりも含め、里親へのレスパイト・ケアの取り組みをさらに拡充し、里親の負担軽減を積極的に進めることで、里親のなり手の増加や里子の委託率の向上を図っていくべきと考えますが、知事の見解を伺います。

【3】養育里親子・養子縁組親子への重層的な支援等について

社会的養護を推進するにあたり、国が里親委託等への家庭養護を優先する原則を打ち出して以降、本県でも地域で暮らす里親子の拡大に取り組んできたところです。近年の児童虐待件数の増加をふまえれば、今後も県内の里親のもとで養育をうける子どもの数はさらに増加していくものと想定されます。

また近年、家族の姿の変化・人生の多様化が進むなか、若い世代を中心に定型的家族像にとらわれない家族形成も広がりを見せていると考えられます。社会的養護にかかわる部分でも、実際に比較的若い夫婦が、はじめから民間あっせん団体のあっせんや養子縁組里親制度等を利用し、特別養子縁組で子どもを迎えるケースがあるなど、地域に暮らす親子関係の成り立ちも、次第に多様となってきたものと推測されます。

こうしたことから、養育里親子・養子縁組親子を問わず今後も増加が見込まれる県内に暮らすさまざまな成り立ちの親子を、地域のなかにゆるやかに包摂し支援していくことが、本県の社会的養護施策の今後を考える上で、重要な政策目標となると考えます。

そうした中、本年度（2024年度）の「かながわ子ども・子育て支援大賞」に、横浜市内の多様な親子の場「ことさんち」が大賞に選出されたことは示唆的です。

この取り組みは、里親子・縁組親子が「気軽に」参加できる遊び場において、地域の同じ悩みを持つ親同士が制度の垣根をこえて知り合い、行政に相談しづらい内容等も含め、相談しあったり、子ども同士のつながり形成を通じて、親子になった経緯や自治体などをこえて、親子それぞれのつながりと協力体制の構築を目指すものです。

こうした取り組みは、地域における社会的養護にかかわる親子への支援として、行政の進める施策を補完するものとして、重要と考えます。今後は、こうした新しいピアサポートの場づくりも含め、当事者への重層的な支援を目指していくべきとも考えます。

そこで以下質問します。

1. 今後、里親制度等の社会的養護の施策を推進していくにあたり、県の支援する里親子・養子縁組親子等、地域に生きる多様なかたちの家族をゆるやかに受け止め、当事者同士の助け合いや課題解決を支援する取り組みを、県としても積極的に進めていくべきと考えますが、知事の見解を伺います。
2. また、そうした施策の先に、さまざまな家族のありかたを包摂する共生社会を目指していくべきと考えます。本県として、社会全体で子育てをしていく取り組みの今後の方向

性に関し、知事の見解を伺います。

【4】選挙公報原稿のデータ提出について

選挙公報は、公職選挙法に基づき、候補者や政党の情報を有権者に届けるツールとして、紙面で配布されるほか、選挙管理委員会のホームページ上で閲覧することが可能になっており、候補者等の情報を公平に幅広く届けることのできる大変重要な媒体です。

選挙管理委員会では、使用する文字の色や掲載写真のサイズ、背景の色など、一定のルールの下、候補者から申請のあった掲載文をそのまま印刷することになっており、候補者はそのルールに従って掲載文原稿や掲載写真を作成し、掲載申請書とともに選挙管理委員会に提出しています。

その掲載文原稿の提出方法は、県選挙管理委員会作成の「選挙公報掲載申請のしおり」によると、原稿用紙か PDF ファイルの電子データと指定されていますが、2023 年執行の第 20 回統一地方選挙の際には、電子データの提出は CD-R/RW 又は DVD-R/RW に限られておりました。確認したところ、2024 年執行の第 50 回衆議院議員総選挙においても同様の対応であったと聞いています。

昨今は、電子データのやり取りは電子メールやクラウドサービスを利用したものが主流となっています。また、パソコンの機能も大きく変化し、CD や DVD といった光記録メディアのドライブを搭載したパソコンは数を減らしており、光ディスクの市場も縮小傾向で、今後の動向は不透明です。時代に即した提出方法への早急な対応が必要です。

そこで以下質問します。

選挙公報に係る掲載文原稿の電子データの提出に際しては、まずは使用可能な記録媒体の選択肢を増やすこと、さらに今後はセキュリティを確保した上で、オンラインでの提出を可能にする体制の整備を進めるべきと考えますが、選挙管理委員会書記長の見解を伺います。

以上

政総第2307号
令和7年3月24日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

質問趣意書に対する答弁書について (送付)

令和7年2月26日付け神議第2107号をもって送付のありました青木 マキ議員からの質問趣意書について、別添のとおり答弁書を提出します。

問合せ先
政策局総務室企画調整第二グループ 齊藤
内線 3026

答 弁 書

● 有機フッ素化合物（PFOS・PFOA）の検査について

まず、土壌の測定についてですが、県では、PFOS及びPFOAによる県民の健康被害を防止するため、国及び水質汚濁防止法に基づく権限を有する政令市と連携し、令和3年度から、同法の水質測定計画に基づき、河川、地下水等の水質測定を進めてきました。これまでの調査で、水質の暫定目標値を超過した地点においては、国の手引きに基づき、周辺住民等への注意喚起、継続的な監視調査、追加調査（周辺調査）等を実施しています。

一方で、土壌については、地下水汚染との因果関係を明らかにするための知見が蓄積されておらず、井戸や地下水の汚染源特定の一助とはならないことから、測定を行う予定はありません。

次に、放流水及び下水汚泥の測定についてです。

下水の放流水については、汚染の有無を判断する目標値等が定められていないため、現在、測定を行っていませんが、河川等に放流されていることから、今後の対応について検討していきます。

下水汚泥については、汚染の有無を判断する目標値等が定められていないため、測定を行う予定はありません。なお、本県では、現在、下水汚泥の肥料化に向けて実現可能性を検討している段階であり、目標値の設定などPFOS及びPFOAの測定に関する動向を注視していきます。

最後に、汚泥についてですが、神奈川県内の12市6町を給水区域とする県営水道では、PFOS・PFOAについて、令和2年度から、河川から取水した水や浄水後の水道水の定期検査を行っており、PFOS・PFOAが原水から検出された場合には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、浄水汚泥についても検査を実施し、適正に処分していきます。

● 里親制度の更なる推進に向けた里親の負担軽減について

里親のためのレスパイト・ケア事業は、本来、養育に疲れた時だけでなく、里親の病気や冠婚葬祭、出張、リフレッシュを求める場合など、様々な場合に利用できる制度です。

また、里親の中には、この事業を利用したいと思っても、子どもへの気遣いや児童相談所の受け止めが気になる等の理由から、利用を控える方がいることも考えられます。

そこで、里親支援の拠点である「里親センターひこばえ」、児童相談所、各児童相談所ごとに設置された「家庭養育支援センター」が、里親会とも連携しながら、里親同士が交流する場の充実を図り、顔が見える関係を構築することで、レスパイト・ケアを利用しやすい環境を整え、里親の負担軽減につなげてまいります。

● 養育里親子・養子縁組親子への重層的な支援等について

○ 当事者同士の助け合いや課題解決を支援する取り組みについて

県では、「里親センターひこばえ」や「家庭養育支援センター」が主催し、里親や里子が集い語り合える様々な機会を提供しています。

また、「ひこばえ」では、特別養子縁組の親子を対象としたサロンやバーベキューなどの交流イベントも実施しており、サロンでは、養子当事者を招いてお話を聞く機会も設けています。

一方、地域では、里親会や「ことさんち」のように、当事者として里親家庭に寄り添いながら、里親同士が交流し悩みを語り合う場づくりを行っている団体もあります。

そこで、県では、こうした地域で里親を支える活動に取り組む団体等と連携し、語り合いや集いの場に関する情報を里親に向けて発信することにより、里親同士の交流を促進し、子育ての悩み等を気軽に相談し合える関係づくりを支援してまいります。

○ 社会全体で子育てをしていく取組の今後の方向性について

県では、昨年12月に制定した「神奈川県子ども目線の施策推進条例」に基づき、子ども・若者に関する施策を総合的に推進するため、現在、「神奈川県子ども・若者みらい計画」（仮称）の策定を進めています。

この計画案では、基本方針のひとつとして、「社会全体で連携し、協力することで、子ども・若者を支え、育てること」を掲げ、具体的な施策の検討を進めています。

こうした中、里親家庭の子育てを地域で支えていくためには、里親家庭も他の家庭と同様に、必要に応じ、市町村のショートステイ事業等の子育て支援サービスを利用できることが望ましいと考えています。

同時に、地域の子育て家庭が何らかの理由で一時的に養育困難となった場合に、このショートステイ事業を通じて、里親家庭が子どもを預かることができれば、地域における里親への理解や他の子育て家庭との交流が進むとともに、里親の経験値が向上し、里親委託の促進につながることも期待されます。

そこで、県では、里親家庭がレスパイトとしてショートステイ事業を利用できる仕組みについて検討するとともに、この事業で里親家庭も子どもを預かることができないうか、関係市町村との調整を進めるなど、地域で里親家庭の子育てを支えながら、里親家庭が地域とのつながりを構築できるよう取り組んでまいります。

選管第1019号
令和7年3月24日

神奈川県議会議長 柳下 剛 様

神奈川県選挙管理委員会委員長 保阪 努
(公印省略)

質問趣意書について (回答)

令和7年2月26日付け神議第2107号をもって送付のありました、青木マキ議員からの質問趣意書について、別添のとおり答弁書を提出します。

問合せ先
選挙管理委員会
下澤、村山 内線 3166

答弁書

選挙公報は、選挙運動の一環として、氏名、経歴、政見などを広く有権者に伝えるために、選挙管理委員会が作成し、各世帯に配布するものであり、有権者が候補者の情報を知る上で、大変重要なものです。

このため、選挙公報の作成にあたっては、決して誤りが無いよう、正確な作業が必要です。また、公職選挙法第170条により、原則、選挙期日前2日までに配布するものとされていることから、選挙公報掲載申請期日に掲載申請を受理した後、速やかに印刷業者へデータを引き渡し、印刷を開始する必要があります。

候補者等による選挙公報の掲載文原稿の提出にあたっては、令和元年執行の参議院議員通常選挙から、電子データで提出することが可能となり、本県においても、国と同様にCD-R/RWによる受付を開始しました。一般的に、電子データの受渡しはUSBメモリも用いられますが、CD-R/RWと比較して小型なものが多く、取違えや紛失のリスクが高まる傾向があるため、現在では、CD-R/RW又はDVD-R/RWでの提出をお願いしているところです。

しかし、光ディスク市場の縮小等も踏まえ、USBメモリをはじめとする他の外部記録媒体についても、セキュリティの確保、取り扱う媒体が増えることによる事務処理ミスが発生といったリスクを検証のうえ、次の国政選挙から利用を拡大する方向で検討します。

なお、ご指摘の電子メールやクラウドサービスといったオンラインを利用した電子データの提出については、公職選挙法第168条により、選挙公報掲載文の申請は文書ですることとされており、また、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第10条第1号及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令別表（第4条関係）により、オンラインの利用が適用除外とされています。この理由について、改めて総務省に確認しましたが、「選挙公報の掲載申請は対面での申請を想定しているため」とのことであり、現状、対応は困難です。

しかしながら、オンラインの利用には、セキュリティの確保や、提出方法の多様化による事務の煩雑化といった課題がある一方、掲載文原稿の提出が容易になり候補者等の利便性を高めるというメリットがあることから、今後、都道府県選挙管理委員会連合会を通じて国へ法改正要望をしていくことについて、検討してまいります。